

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成21年10月13日(火)

開会 15時30分

閉会 16時40分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、牛場まり子委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 丹保健一委員(大学用務)

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 横田浩一 人材政策室副室長 吉間禎夫

人材政策室主幹 花岡みどり

学校教育分野

高校教育室長 土肥稔治 高校教育室副室長 宮路正弘 高校教育室副室長 加藤幸弘

高校教育室指導主事 長谷川敦子 高校教育室指導主事 辻成尚

## 5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第33号 三重県地方産業審議会委員の任命について

審議結果

原案可決

## 6 報告題件名

件名

報告1 職員の人事異動について

報告2 平成22年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について

報告3 平成22年度三重県立高等学校入学者選抜における新型インフルエンザへの対応について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

委員5名のうち、4名の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成21年9月17日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

牛場まり子委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 33 号が人事案件のため、秘密会にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1、報告 2、報告 3 を報告した後、秘密会の議案第 33 号を審議することを確認する。

・審議内容

報告 1 職員の人事異動について（公開）

（人材政策室長説明）

職員の人事異動について、別紙のとおり報告する。平成 21 年 10 月 13 日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1 ページをご覧ください。教育委員会事務局高校教育室の主幹、砂原俊一を、平成 21 年 10 月 1 日付けで、教育委員会事務局の生徒指導・健康教育室の主幹へ、同じく、深谷真理を、10 月 1 日付けで、生徒指導・健康教育室の主事へ異動させたという報告です。この者たちは全国高校総合文化祭推進グループに在籍していました。高総文祭が終了した後、業務を整理する中、新型インフルエンザへの対応について、今後、大きな業務が予想され、その対応のためにこの 2 人を異動させたものです。

高総文祭推進グループには全体で 11 名が在籍していました。内訳としては、事務職員が、特命監 1 名、その他 2 名の計 3 名と、教員が 8 名ですが、教員のうち 2 名を生徒指導・健康教育室へ異動しました。

なお、高校教育室内で、高総文祭推進グループから、高校教育グループにも 1 人異動しており、合計 3 名の者が異動しておりますが、その 1 人は特に人事異動ではございません。室内のグループを異動しただけですので、ここには上げておりません。以上のような人事異動の報告でございます。

【質疑】

委員長

残る人はどうなるのですか。

人材政策室長

残りの職員はまだ相当の事務が残っています。例えば、大量の旅費の処理、1 万件を超える出張旅費を全部整理しなければなりません。また、来年度の開催県への引継ぎ、それから、今年の会計処理など業務が残っていますので、それにあたっています。

委員長

新体操のほうは、そのままですか。

人材政策室長

鳥羽市、伊勢市、志摩市から応援に来ていた職員は元の場所へ戻っております。後はそのままの体制です。

委員長

今回の人事異動は、高総文祭で活躍してもらった方、その中の 2 人を新型インフルエンザの対応に回すということですが、この人たちは大変ですよ。

高校教育室長

与えられた仕事には粛々と対応すると言っています。

委員長

がんばっていただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告 2 平成 22 年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について（公開）

（人材政策室長説明）

平成 22 年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成 21 年 10 月 13 日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

2 ページが全体の申込者数、合格者数の集計でございます。これはホームページにも掲載しておりますが、1 ページで簡単に説明させていただきます。1 次試験については、7 月 18 日に教養試験と専門試験を行い

ました。申込者は2,843名でしたが、受験者は2,497名でございます。合格者は982名ということで、倍率は2.5倍程度になりました。この者に対して2次試験を8月21日、22日、そして、24日から28日まで行いましたが、982名の合格者のうち、受験者は931名となり、ここで約50名が減りました。2次試験の合格者は392名でした。内訳としては、小学校171名、中学校102名、高等学校79名、特別支援学校13名、養護教諭17名、栄養教諭10名という状況でございます。合格者数のトータルは前年度並みです。倍率的には6.4倍ということで、少し上がっております。それから、特別選考の合格者の内訳が下の方にありますが、障がい者を対象とした特別選考は1名の合格、スポーツ特別選考は2名が合格、社会人特別選考は、昨年度もそうなのですが誰も受かりませんでした。講師等の経験者を対象とした特別選考は67名が合格したという状況でございます。

以上、ご報告でございます。

## 【質疑】

牛場委員

申込者数と受験者数はなぜ違ってくるのですか。

人材政策室長

いくつかのところへ申し込みをしておいて、当日、辞退するとか、連絡なしに欠席するという場合もございます。これくらいは毎年差が出てまいります。

委員長

今年の合格者の年齢は分かるのですか。大学からストレートで合格した方はどれくらいいるのですか。いわゆる現役の22歳の方は。

人材政策室主幹

申込時に大学等に在学している者のうち、最終的に合格した者が127名います。

委員長

学生でも4年生、5年生、6年生とありますが、それは分かりませんか。

人材政策室主幹

そこまではわかりません。

委員長

例えば他府県で先生をやっておられたという受験者で一番年配の方というのは分かりませんか。

人材政策室副室長

そういうデータはありません。

先ほどの学生というのも、本人が申込時に学生だったというものですから、例えば、大学に入り直している方であっても学生としてカウントされています。

委員長

できるだけ神経の太い方に先生として来てもらいたいなと思っているので、ストレート組よりは、あちこちでぶつかってきた人のほうがいいのかと思います。新採の方がいいのかどうかは分かりませんが、バラエティに富む人たちが合格してくれていればありがたいなと思います。そのときの雰囲気、今年はなかなか優秀そうだとかそんなことは分かりませんか。長年のそういう試験官の経験で、今年はずいなのか。

副教育長

実技を見れば分かると思うのですが、筆記試験だけではなかなか優秀かどうか分かりません。

人材政策室長

実技の試験委員に毎年どのような感じだったかは聞きます。今年の特筆すべき状況とは聞いていませんが、皆それなりのレベルで試験に挑んでいたという状況でございます。

委員長

県外の大学からの受験生はどれくらいいるのですか。

人材政策室主幹

三重県内の出身者は割合としては非常に多いと思いますが、申込時の住所の関係で、整理が確実にできていない状況です。

委員長

よろしいですね。それでは了承いたしました。

### 報告3 平成22年度三重県立高等学校入学者選抜における新型インフルエンザへの対応について（公開） （高校教育室長説明）

平成22年度入学者選抜における新型インフルエンザへの対応について、別紙のとおり報告する。平成21年10月13日提出。三重県教育委員会事務局高校教育室長。

1ページをご覧ください。県内でもインフルエンザが拡大しておりますので、学級閉鎖や学年閉鎖、学校閉鎖等が出ております。今後、入学者選抜の時期に感染の拡大が予想され、非常に影響が大きいということで、その対応について検討させていただきました。まず、インフルエンザにかかった志願者であっても、受検機会を奪われることのないように受検機会を保障するということが基本方針としました。

それから、対応についてですが、これまでも何回もお知らせしているとおり、入学者選抜につきましては、2月上旬に前期選抜、3月の中旬に後期選抜を実施します。どちらも病気などやむを得ない事情で受検できなかった場合については追検査を実施します。後期選抜につきましては、3月11日に行いますが、病気等で受けられない者は、24日に後期選抜の追検査及び再募集を行います。この間13日間ありますが、もし、インフルエンザで受けられなかった者についても回復するであろうということで、後期選抜については、これまでどおりの追検査で対応していきたいと思っております。しかしながら、前期選抜は、2月8日、9日に実施し、1日おきまして、10日に前期選抜の追検査という日程になっています。そして、15日に前期選抜の合格内定通知を出すことになっているわけですが、インフルエンザにかかり、前期選抜を欠席した生徒が、10日の追検査を受けたいと思っても、回復が難しく受検できないと思われれます。そこで、1週間おきまして、前期選抜の追々検査を実施することにいたしました。

前期選抜につきましては、8日に検査、10日に追検査、その結果、15日に内定通知を出すということ、入試要項で発表しましたが、17日に追々検査を実施し、19日に追々検査の内定通知を出したいと思っております。そして、23日に、後期選抜の入学願書の受付を始めるという日程になっているため、15日には前期選抜の合格内定通知を出し、後期選抜の募集定員を発表する必要があります。そこで、2月15日現在版という形で、まず、第1回目の募集定員の発表を行います。それから17日に追々検査を実施し、19日に再度、後期選抜の募集定員をきちんと発表するという2段階の発表をしていきたいと思っております。

次に2ページをご覧ください。インフルエンザへの対応として入学者選抜の受検の流れがございます。前期選抜ですが、インフルエンザにかかり医師の診断によって受検することが困難であると判断された場合は追検査の手続きをとります。これが2月9日の12時までです。もし病状が改善せずに引き続き受検が困難な場合は追々試験の申込をしていただきます。そして、合格内定ということになります。右側は通常の追検査の合格発表でございます。

その下は後期選抜でございますが、後期は通常の流れで実施するという形でございます。

また、1ページへ戻っていただきたいと思っております。3番のところですが、検査日の当日に中学校で休業の措置が取られていた場合の対応です。インフルエンザにかかったために、医師の診断によって受検することが困難であると判断された生徒については、追検査となりますが、その他の生徒につきましては、受検できるということを考えております。中学校が休業していても、実際にインフルエンザにかかっていない生徒については受検するという形になります。

以上が入学者選抜の対応でございますが、課題として、例えば、中学校でインフルエンザによる進路指導の影響、進路指導が延びるということがございます。出願手続きが滞るということも予想されますので、できるだけ早めに指導するよう依頼していきたいと考えております。

それから、高校の問題点ですが、合格者数の問題がございます。これまでも後期選抜につきましては合格発表の後に追検査を実施しておりました。合格者の発表をした後に追検査がございましたので、その追検査の合格者は入学定員に上乘せをします。つまり、募集定員40人の学校で、2人が追試を受けたとし、1人が合格すると、41人の定員で翌年はスタートします。そういう形にこれまでもしておりました。しかしながら、今回はインフルエンザの関係で若干上乘せが多くなることが予想されます。そういう場合については、学校と様々な状況を確認しながら、しっかりと協議しなければいけないと考えています。そのままこれを当てはめてしまうと大変なことになってしまうと思っておりますので、追検査の申込の時点で判断していきたいと考えております。

3ページ目が追々検査の実施要項でございます。今後、この追々検査の実施要項を県内にお知らせしていきたいと思っております。

以上でございます。

【質疑】  
委員長

この追検査の問題はどうするのですか。

高校教育室長

追検査の問題は当然県で作ろうと思っております。

委員長

新しく作るのですか。

高校教育室長

はい。やはり本検査とのバランスがございましたので、その問題の質についてはほぼ同等であろうと考えられるものを作っていきたいと思っております。

委員長

それで判定できるのだろうかという心配があります。特に競争率が激しいところとか、相可高校のように特別の学校であるとか、そういうところは受検生が多いはずで、本検査と追検査、更に追々検査があり、問題は違いますよね。どういう基準で問題を作るのですか。

高校教育室長

前期選抜の場合、学科試験を行っている学校が20校ぐらいあります。後の30校ぐらいは面接や作文ですので公平であろうと思っております。

委員長

それは分かるのですが、本当に公平になるかなという気がしています。追検査の受検者が非常に多い場合に、その予測はつかないのですか。

高校教育室長

追検査の申込段階でないと分かりません。

委員長

そのときには合格発表はしているのですか。

高校教育室長

追検査の申込時点ではしていません。

委員長

例えば、50人定員のところで、45人ほど採ってしまっていて、次の受検生が同じぐらいいたという場合に、上積みしても、少ししか採れない。ここまでは前の合格点だということが分かればいいですが、問題が違うとなると比較できないはずで、となると、できそうな子を全部上積みするか、それとも、同じように切ってしまうかということになります。どのようになれば公平になるのかなというのが想像つかない。

高校教育室長

様々な方法を考えました。枠をとっておくということも考えたのですが、その枠の取り方が、各学校の状況によって違うので、逆に不公平になってくるのではないかなと考えました。

教育長

前期の定員は、公平に定数を採りましょうということです。そして、インフルエンザにかかった生徒については、学校長の判断で枠を取るということです。それが意味、上乘せですが、客観的には一番公平なやり方であろう。ただし、一番の問題点は大量に受検生が出たときにどうするのか。その問題ですね。考えた末に、一番公平であろう、一番説明責任が果たせるであろうという方法としてこれを選びました。

委員長

インフルエンザにかかった生徒は来るなということになるのですよね。受検するなど。その当日にかかっても、できるという生徒は受検することを認めるということならばいいと思うのですよ。恩恵的に受けさせてあげるというのなら、そのような発想は公平だと思います。いい子は採る。だけど診断書がある場合には受検するなということですよ。

教育長

そうではないです。インフルエンザにかかったことが受検にマイナスになると医者が判断したら、追検査もあります。

委員長

受検してもいいのですか。

教育長

別に構わないと思います。

委員長

高熱をおして会場に来る生徒のため、特別に受検させる体制をつくっておくということですか。

教育長

医者が、命にかかわるとか、重症化する恐れがあると言うのなら、学校長は受検するなと言いますよね。

委員長

受検するなど言ったときには、実質的に公平に扱わなければいけないから、合格者の中の一番下の生徒と比較して、上ならば合格させなければいけない。

教育長

そのところは、公平性というより後の説明責任が果たせるかどうかというレベルになってくると思います。

委員長

説明責任を果たすならば、一番下の生徒よりも上ならば合格ということになるのではないかと思います。

教育長

学校長が一番下の生徒よりも上だと判断したら、それが説明責任ですね。

委員長

判断するときの基準が客観的でなければいけない。新しい問題がその客観的なものになり得るかどうかです。

副教育長

そこは、問題をつくる専門職の指導主事に任せてもらうしかありません。

委員長

専門家ということで。

副教育長

追々検査の受検者が0になる可能性は高いですね。そこが難しい。だから、始めにその定数を採って置いて、後は追加でオンするしかないのかなと思います。健康管理も一つの受検の一部だと思います。

委員長

普通の病気ならね。

副教育長

議会等でも不安感を与えないようにという話が出ておりますので、こういう追々検査を設けたということです。

委員長

例えば、津高校で追々検査の生徒が多くて、その中にできる生徒がたくさんいた場合には、全員合格させても何とか収容できると思います。津高校なら。相可高校を心配しているのですが、ここは、仮に1.5倍採ったら、パンクですね。面倒をみるのができない。となると、そこは厳格に点数を守らないといけないわけですね。そのような学校をどうするかということが心配です。

高校教育室長

先ほども学校対応を考えないといけないという話をさせていただきましたが、例えば2月15日に発表するのではなくて、2月19日の追々試験が終わる時点まで発表を遅らせるということも考えられます。そうしますと、枠内だけで公平に判断はできるであろうと思います。そういう対応も考えられるだろうと思います。

委員長

できますか。できるならばいいのですが。

高校教育室長

緊急事態ですので、学校で若干差が出るかも分かりませんが、対応する必要はあると思います。

委員長

それから、もう1つの疑問ですが、2月8日、9日が受検日ですね。8日の朝、体調が崩れて病院に行ったが、患者が多くて、診断書が午前中には出なかったというような生徒がいた場合はどうするのですか。

高校教育室長

追検査で対応はできると思います。

委員長

できますか。

委員長

高熱が出たがインフルエンザではなかったという場合は。

高校教育室長

インフルエンザでなくても追検査は受けられます。

委員長

インフルエンザでなくてもいいわけですね。

高校教育室長

はい。追々検査はインフルエンザという仕分けをしています。

委員長

これは大変ですね。

高校教育室長

どんなことが起きるか想像ができません。

清水委員

インフルエンザの検査キットが、病院によっては少なくなっているところがあります。その際、医者は熱で対応している。インフルエンザの場合は40度まで上がる。38度ぐらいの熱だと検査しませんよと。インフルエンザかどうかは医者の主観でしか判断できないかもしれない。その主観の判断での診断書でも、追々検査は受けられるのですか。

高校教育室長

はい。医者の判断によります。

委員長

できるだけ大勢の子どもたちに受検の機会を与えてもらえればと思います。

それによろしいでしょうか。はい、それでは了承いたします。大変でしょうけども、よろしく願います。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### **議案第33号 三重県地方産業審議会委員の任命について（秘密会）**

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。